

令和6年度 市民税・県民税 特 別 徴 収 に 関 す る 綴

退職、転勤等異動があった場合は必ず

給与所得者異動届出書を提出してください。

- ※ 1月1日から4月30日までの間の退職者で未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
なお、年度の途中で退職された場合は、退職者の申出によりますが、できる限り一括徴収の方法で全額納付していただくようご協力をお願いします。
- ※ 税額の変更等の場合は納入書を再発行します。変更前納入書と二重納付にならないようご注意ください。
- ※ 退職等により異動届を提出した後、不要になった書類を返送していただく必要はありません。
- ※ 新潟県・長野県以外のゆうちょ銀行、郵便局をご利用される方はP18別紙「指定通知書」に郵便局名等と年月日を記入のうえ、第1回分を納入するときにゆうちょ銀行、郵便局へ提出してください。

新 発 田 市	
新発田市役所 税務課 市民税係	
〒957-8686 新潟県新発田市中心3丁目3番3号	
TEL (0254) 28-9321 (直通) FAX (0254) 26-2210	
市区町村コード	1 5 2 0 6 4
口 座 番 号	0 0 6 7 0 - 2 - 9 6 0 0 1 2
加 入 者 名 称	新 発 田 市

この冊子には下記のものが綴り込んであります。

ページ

1	特別徴収義務者指定書	1
2	特別徴収事務取扱いについて	2
3	特別徴収税額通知が届いたら	4
4	記載例（給与所得者異動届出書、特別徴収への切替申請書）	5
5	退職所得にかかる市民税・県民税の特別徴収	9
6	給与所得者異動届出書	13
7	特別徴収への切替申請書	15
8	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	17
9	郵便局指定通知書	18
10	納入書の訂正の書き方	19

特別徴収義務者指定書

地方税法第321条の4第1項及び新発田市税条例第34条の規定により貴事務所を特別徴収義務者に指定いたします。

また、地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに新発田市税条例第34条の規定によって令和6年度市民税及び県民税の特別徴収税額を別添のとおり通知します。月割額を6月から翌年5月まで給与の支払をする際毎月徴収し、月割額を徴収した月の翌月10日（休日の場合は翌日、10日が土曜日の場合は翌々日）までに下記金融機関のいずれかへ同封納入書によって納入してください。その際給与所得者に退職、転勤等の異動があった場合には、お忘れなく同封の「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を市へ提出してください。

令和6年5月15日

新 発 田 市 長

二 階 堂

馨



納 入 場 所

第 四 北 越 銀 行 本支店

新 発 田 信 用 金 庫 本支店

大 光 銀 行 本支店

き ら や か 銀 行 本支店

新 潟 縣 信 用 組 合 本支店

新 潟 県 労 働 金 庫 本支店

東日本信用漁業協同組合連合会 本支店

北新潟農業協同組合 支店

ゆうちょ銀行・郵便局（新潟県内および長野県内のみ。下記参照）

新発田市役所および各支所

（注）新潟県・長野県以外のゆうちょ銀行、郵便局をご利用される方はP18別紙「指定通知書」に郵便局名等と年月日を記入のうえ第1回分を納入するときにゆうちょ銀行、郵便局へ提出してください。

特別徴収事務取扱いについて

1. 特別徴収による納税義務者

賦課期日現在（本年1月1日）当市に住所を有し、前年中に給与の支払を受けたものをいいます。

なお、「市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」をすみやかに各人に交付してください。

2. 特別徴収税額及び退職所得にかかる所得割額の徴収および納入について

(1) 月割額

月割額を本年6月から翌年5月までの12か月間に毎月給与の支払の際、納税義務者から徴収のうえ、翌月10日までに納入してください。

(2) 退職所得にかかる所得割額

退職手当等の支払の際、支払者（特別徴収義務者）が税額を計算し、徴収して翌月10日までに納入してください。

なお、該当者があるときは、「特別徴収納入書」の退職所得分欄および裏面の納入申告書に所要事項を記入してください。

3. 異動届出書について

- (1) 納税者に異動（退職・転勤・休職等）があったときは、この綴の「給与所得者異動届出書」に所要事項を記入のうえ、異動のあった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

① 退職、休職等

年の途中の退職等で未徴収税額がある場合は普通徴収（個人が直接市に納める方法）に切替わりますが、納税者のご了解をいただき、なるべく退職時に全納されるようご協力をお願いいたします。

※ なお、1月1日から4月30日までの間の退職者で未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

② 転勤等

転勤等により、引続き新しい事業所で特別徴収を希望する場合は、転勤先を経由して提出してください。

- (2) 納税者が年の途中で就職し、特別徴収に切替える場合は、この綴のP15、16の「特別徴収への切替申請書」に所要事項を記入のうえ、提出してください。

※ 普通徴収の納期が過ぎたものについては、特別徴収への切替はできません。

4. 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後に、その税額を変更する必要が生じたときは、「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額変更通知書」をお送りしますので、納税者の方に交付してください。

特別徴収義務者の方は、税額変更通知を受け取った場合、徴収すべき月割額は、通知書に記載された月割額（変更による新しい税額）によって徴収し、これを納入してください。

5. 特別徴収税額の納期の特例制度について

- (1) 特別徴収税額の納期は、通常、年12回となっておりますが、給与の支払を受ける者（他市町村在住の者を含む）が常時10人未満である特別徴収義務者は、給与支払の際に特別徴収した税額を、次のとおり、年2回に分けて納入する納期の特例制度の適用を受けることができます。

◆6月分から11月分までの徴収税額分 …………… 12月10日まで

◆12月分から翌年5月分までの徴収税額分 …… 翌年6月10日まで

- (2) (1)に該当する特別徴収義務者がこの特例を受けようとする場合は、申請書を提出し承認を受けていただく必要があります。

申請書は、市役所税務課にあります。また、送付をご希望の場合はご連絡いただければ、お送りします。

【特例の適用時期について】

6月分から特例の適用をご希望の場合、その年の3月31日までに申請書を提出してください。

- (3) この特例について承認を受けた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人以上になった場合は、届出書の提出が必要となります。

6. そ の 他

- (1) 特別徴収義務者の所在地、名称に誤りのある場合はご連絡ください。
- (2) 納税者の住所、氏名は、住民基本台帳によるため、貴特別徴収義務者からの報告とは若干異なる場合があります。
- (3) 所在地、名称、電話番号等の変更がある場合は、P17の「所在地・名称変更届出書」を提出してください。
- (4) 「給与所得者異動届出書」、「特別徴収への切替申請書」、「所在地・名称変更届出書」、「納期の特例に関する申請書」、「納期の特例の取消しに関する届出書」は、新発田市のホームページからダウンロードすることもできます。
- (5) その他不明な点、用紙の不足等がありましたら、税務課市民税係までご連絡ください。

市民税・県民税の税額計算等について

令和6年度から森林整備等の財源確保を目的に森林環境税を年額1,000円、均等割と一緒に賦課徴収します。ただし、震災に伴う市県民税の引き上げ（年額1,000円）が令和5年度で終了するため負担額に変更はありません。また、森林環境税の非課税基準は均等割と同一です。

（※以下、均等割には森林環境税も含まれます。）

市民税・県民税が非課税となる場合

- (1) 次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税が課税されません。
 - ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 - ② 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方
- (2) 均等割が課税されない方
均等割のみを課すべき方のうち、前年の合計所得金額が280,000円+100,000円以下の方
- ※ 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合は、前年の合計所得金額が280,000円×（控除対象配偶者+扶養親族の数+1）+100,000円+168,000円以下の方
- (3) 所得割が課税されない方
前年中の総所得金額等が350,000円+100,000円以下の方
- ※ 同一生計配偶者または扶養親族がいる場合は、前年の総所得金額等が350,000円×（控除対象配偶者+扶養親族の数+1）+100,000円+320,000円以下の方
- ※ 上記の扶養親族には16歳未満の扶養親族も含めます。

所得割の課税標準

前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額、山林所得金額から順次各種の所得控除を差し引いた後の金額が課税標準額となります。（ただし、1,000円未満は切り捨てます。）

市民税・県民税の均等割額と税率

- (1) 均等割及び森林環境税

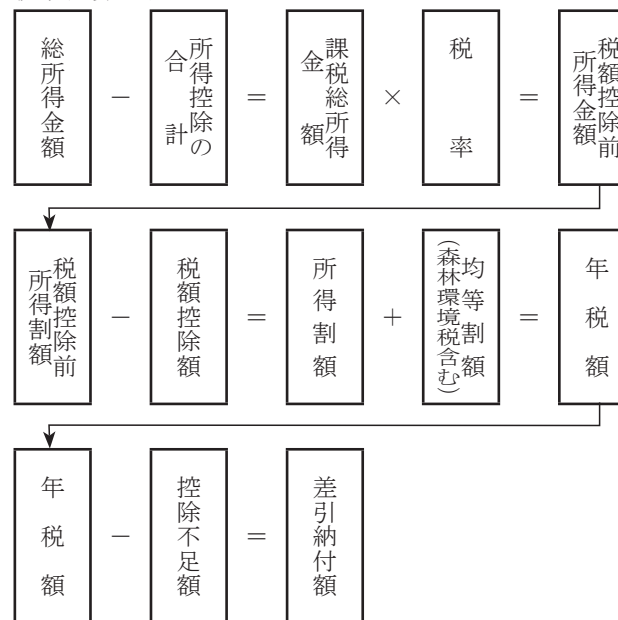
市民税	3,000円	県民税	1,000円	森林環境税	1,000円
-----	--------	-----	--------	-------	--------

- (2) 所得割の税率（総合課税分）

市民税	6%	県民税	4%
-----	----	-----	----

《参考》

税額計算の流れ



- (注) 1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
 2 上記の税額控除額および同封の個人明細の「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の合算額です。
 3 上記の控除不足額および同封の個人明細の「控除不足額⑨」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

延滞金について

納期限までに納入されない場合は、納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、以下の延滞金の割合を適用します。

延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（上限は年14.6%）

ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（上限は年7.3%）

※ 延滞金特例基準割合：当該年の前年に国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利として財務大臣が告示した割合に、年1%を加算した割合。

特別徴収税額通知が届いたら

下記の書類に落丁、書類不足がないかご確認ください。

- ・特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）

事業所用の税額通知です。特別徴収対象の従業員の方が記載されていますので、6月分の給与以降から納付額欄の金額をそれぞれ天引きし、同封の納入書にてお納めください。

新たに特別徴収を開始する方や、退職等により特別徴収を停止する方がいる場合は下記の届出の説明をご参照ください。

- ・特別徴収税額通知書（納税義務者用）

従業員用の税額通知です。1枚で2名分記載がありますので、点線で切り取り従業員の方にお渡しください。個人情報の記載がありますので中を開かずにそのままお渡しください。

- ・特別徴収税額納入書（給与支払報告書の提出時に納入書不要に記載がある方を除きます。）

特別徴収額の納入書です。6月分から翌年5月分の納入書になりますので、従業員の給与から天引き後、こちらの納入書でお納めください。

特別徴収を停止するとき

退職等により特別徴収を停止する場合は、給与支払報告特別徴収にかかる給与所得者異動届出書（P13, 14）の提出が必要です。

- ・残りの市・県民税を従業員支払にする場合 → P5 普通徴収の記載例のとおり。
- ・残りの市・県民税を最後の給与で一括して納付する場合 → P6 一括徴収の記載例のとおり。
- ・転勤によりほかの事業所で特別徴収を継続する場合 → P7 転勤の記載例のとおり。

※ 特別徴収停止後の支払方法については、従業員とご協議の上記入し提出してください。

特別徴収を開始するとき

就職等により新たに特別徴収を開始する場合は、市・県民税 特別徴収への切替申請書（P15, 16）の提出が必要です。

- ・就職により新たに特別徴収とする場合 → P8 就職の記載例のとおり。
- ・転勤により新たに特別徴収とする場合 → P7 転勤の記載例のとおり。

※ 転勤だが、前職の事業所から異動届出書の提出がない場合はP8 就職の記載例のとおり提出してください。

事業所の所在地や名称に変更があるとき

事業所の所在地や名称に変更がある場合は、特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書（P17）の提出が必要です。

普通徴収（残りの税額を個人が納める場合）

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

従業員が退職した場合、特別徴収ができなくなるため、特別徴収できなくなる残りの税額を個人で納付する方法（普通徴収）に切り替えるために「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、市役所に提出してください。なお、残りの税額は退職された従業員あてに納税通知書が送付され、直接納税していただくことになりますので、退職時に従業員へご説明いただきますようお願いいたします。

《従業員が10月に退職するため、10月までは特別徴収し、残りの税額を個人で納付する方法（普通徴収）に切り替える場合》

[illegible]

異動届出書を受理した後
市役所から送付するもの

【事業所あて】

- 市民税・県民税の決定（変更）通知書（事業所用）
 - 納入書
- ※ 異動届の提出時期により、納期限までに訂正した納入書が届かない場合があります。その場合は、お手元の納入書の金額を訂正して使用してください。（訂正方法はP19を参照ください。）

【個人あて】…未徴収税額がある方

- 市民税・県民税の決定
(変更) 通知書 (個人用)
- 納入書 (本人が口座振替
を登録していない場合)

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

《従業員が11月に退職するため、11月まで特別徴収し12月以降の税額について一括徴収する場合》

12月以降の税額は、給与または退職手当等を支払われる際に一括徴収し、他の在職者の月割額と合計して納入してください。

注意

21

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

記載例

年度

1. 現年度2. 新年度3. 両年度

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

（宛先）新発田市長

〇〇年11月20日提出

（特別徴収者）
給与支払者

所在地
〒957-8686
新潟県新発田市中央町3-3-3

フリガナ
シバタショウジ カフシキガイシャ

氏名又は名称
新発田商事 株式会社

個人番号
又は法人番号
1234567890123

一人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし右詰めにて記載

特別徴収義務者
指 定 番 号
1234567

宛 名 番 号
9876543

所 属
シバタ サクラ

経理課 経理係

氏 名
新発田 さくら

電 話
0254-22-3030

給与所得者

フリガナ
シバタ アヤメ

氏 名
新発田 あやめ

生年月日
昭和 60 年 10 月 15 日

個人番号
123456789012

受給者番号
1234

1月1日
現在の住所
新発田市中央町〇-〇-〇

異動後の住所
同上

（ア）
特別徴収税額
（年税額）
120,000 円

（イ）
徴収済額
60,000 円

（ウ）
未徴収税額
（ア）－（イ）
60,000 円

異 動 年 月 日
〇〇 年 11 月 20 日

異 動 の 事 由
1 退職・退職・長欠
2 死亡
3 支払少額・不定期
4 合併・解散
5 その他
6 事由・理由

異動後の未徴収
税額の徴収方法
2 1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収（本人納付）

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先へは、月割額 〇 円を 〇 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

新しい勤務先へは、月割額 〇 円を 〇 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の可否
（新規の場合のみ記載）

右から番号を記入

1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由 1 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日
12 月 20 日

徴収予定額
（上記（ウ）と同額）
60,000 円

左記の一括徴収した税額は、
12 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

3. 普通徴収の場合

理由 1 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2 令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下である

3 死亡による退職であるため

□の中は、一括徴収した税額をまとめて納める月を必ず記載してください。

異動届出書を受理した後
市役所から送付するもの

【事業所あて】

- 市民税・県民税の決定
(変更) 通知書 (事業所用)
- 納入書

※ 異動届の提出時期により、納期限までに訂正した納入書が届かない場合があります。その場合は、お手元の納入書の金額を訂正して使用してください。(訂正方法はP19を参照ください。)

【個人あて】

一括徴収で納付済みのため、個人あての通知の送付はありません。

就職（新たに特別徴収される方がいる場合）

新たに入社した従業員の市・県民税を特別徴収に変更する場合には、「市・県民税 特別徴収への切替申請書」を提出してください。ご注意いただきたい点として、普通徴収（個人納付）の納期限が過ぎた分については、特別徴収に切り替えることができないため、ご本人に納めていただく必要があります。

※ 新発田市の市・県民税 普通徴収（個人納付）の納期限は6月（1期）・8月（2期）・10月（3期）・1月（4期）の末日の4回となっています。

《今年10月に入社した従業員の市・県民税を12月から特別徴収にする場合》

記載例		市・県民税 特別徴収への切替申請書																
(宛先) 新発田市長	(特別徴収義務者) 給与支払者	特別徴収義務者指定番号	1234567 新規 新規の場合は開んでください										納入書	☒ 要 ☐ 不要				
		住所(居所)又は所在地	〒 957-8686 新発田市中央町3-3-3										連絡先	所属	経理 課 経理 係			
		フリガナ	シバタ サチウジ											氏名	新発田 さくら			
		氏名又は名称	新発田商事(株)											電話番号	(0254) 22 - 3030			
年 月 日提出		個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	変更後の税額は 1 月 15 日までに連絡希望 (日付は提出日の翌月初めの開庁日以降に限る)		
		代表者名	新発田 太郎 (右語で記載)															

(注) 普通徴収の納期が過ぎたものについては、特別徴収への切替はできません。

特別徴収に切替える者の1月1日現在の住所・氏名・生年月日等		特別徴収開始月	通知番号及び普通徴収納付済額	宛 名 番 号	指 定 番 号
住所	〒 957-8686 新発田市中央町〇-〇-〇	〇〇 年 12 月 分 (1 月 10 日 納期分)	通知番号 9876543	新 指 定 番 号	期 割 口座振替 特徴 普徴 該当 有 無
氏名	フリガナ シバタ アヤメ 新発田 あやめ	から徴収し、納入する。	普通徴収納付済期 (2) 期 納付済		有 ・ 無
生年月日	平成 3 年 3 月 3 日		() 期 月		
受給者番号					

特別徴収に切替える者の1月1日現在の住所・氏名・生年月日等		特別徴収開始月	通知番号及び普通徴収納付済額	宛 名 番 号	指 定 番 号
住所	〒 ー	(月 日 納期分)		新 指 定 番 号	期 割 口座振替 特徴 普徴 該当 有 無
氏名	フリガナ	から徴収し			有 ・ 無
生年月日	年 月 日				
受給者番号					

特別徴収に切替える者の1月1日現在の住所・氏名・生年月日等		特別徴収開始月	通知番号及び普通徴収納付済額	宛 名 番 号	指 定 番 号
住所	〒 ー	(月 日 納期分)		新 指 定 番 号	期 割 口座振替 特徴 普徴 該当 有 無
氏名	フリガナ	から徴収し			有 ・ 無
生年月日	年 月 日				
受給者番号					

特別徴収の給与事務を開始できる月
を記載してください。

10月に切替申請書を提出される場合、2期（納期限8月31日）の納期限を過ぎているため、2期分までは普通徴収（個人納付）をお願いします。
何期分まで納付済みなのかは、従業員の方に確認して必ず記載してください。

切替申請書を受理した後
市役所から送付するもの

【事業所あて】

- 市民税・県民税の決定（変更）通知書（事業所用）
- 市民税・県民税の決定（変更）通知書（個人用）
⇒従業員にお渡しください。
- 納入書

※ 異動届の提出時期により、納期限までに訂正した納入書が届かない場合があります。その場合は、お手元の納入書の金額を訂正して使用してください。（訂正方法はP19を参照ください。）

退職所得にかかる市民税・県民税の特別徴収

(1) 退職所得と市民税・県民税

- ① 退職所得とは、退職手当又は一時恩給等名称が何であるかを問わず、退職によって雇主から一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与や一時金など（以下「退職手当」という）の所得をいいます。
- ② 市民税・県民税は、所得のあった年の翌年度に課税することになっていますが、退職手当にかかる市民税・県民税については、他の所得と分離して、所得税と同様に退職手当等の支払われる月に特別徴収していただくことになっています。

この市民税・県民税を「分離課税にかかる所得割」といいます。

(2) 対象となる方

対象となる方は、退職手当等の支払を受ける日の属する年の1月1日現在、当市に住所を有する方です。ただし、退職手当等の支払を受ける方が次に掲げる方であるときは「分離所得にかかる所得割」は課税されません。

- ① 退職手当等の支払を受ける日の属する年の1月1日現在において生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ② 退職手当等の支払を受ける日の属する年の1月1日現在において国内に住所を有しない方
- ③ 退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ない方

※ なお、死亡により支払われる退職手当に対しては相続税法の規定により、相続税の対象になりますので住民税は課税されません。

(3) 税額計算の仕方

① 退職所得の金額

退職所得の金額は次の算式により計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \left(\begin{array}{l} 1,000\text{円未満} \\ \text{の端数切捨て} \end{array} \right)$$

※ 退職所得の金額の計算は、収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に2分の1を乗じて得た額とされておりますが、勤続年数が5年以内の法人役員等については、この2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。この2分の1を乗じる措置を廃止して計算する法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員が対象となります。

また、令和4年1月1日以降、勤続年数が5年以内の法人役員等以外については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1を乗じる措置を適用しないで計算します。

② 退職所得控除額の計算

ア 勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）

イ 勤続年数が20年を超える場合

800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

なお、退職手当等の支払を受ける者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、上記ア又はイの金額に100万円を加算した金額が控除されることとなります。

③ 特別徴収すべき税額の計算方法

退職所得 の金額	×	税率		＝	税額	
		市民税 6%	県民税 4%		市民税	県民税

(注) 1 退職所得の金額に、千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てる。(退職所得の金額は、1,000円単位)

2 特別徴収すべき税額に、100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切り捨てる。(特別徴収すべき税額は100円単位)

(4) 退職者に係る給与支払報告書の提出

退職者に係る給与支払報告書は、退職した年の翌年の1月末までに、退職した日現在における住所が所在する市町村に提出していただくことになります。

(5) その他

① 市役所税務課に「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」がありますので、必要な場合はご連絡ください。

② 退職手当等の支払の際、計算し徴収した税額を納めるときは、必ず「特別徴収納入書」の退職所得分欄及び裏面の納入申告書に所要事項を記入してください。

平成28年1月1日以降に退職所得の分離課税に係る納入申告をする場合には、法人番号又は個人番号の記載が必要となりました。

但し、個人事業主の方は、納入書裏面の退職所得に係る納入申告書には記載せず、別紙（P10）個人事業主用の申告書により提出してください。

〈別紙〉市民税・県民税 納入申告書（個人事業主用）

市 民 税 県 民 税 納 入 申 告 書																				
新発田市長											(受付印)									
年 月 日提出																				
年 月 分											人員									
退 職 手 当 等 支 払 金 額											十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特 別 徴 収 税 額	市 民 税																			
	県 民 税																			
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり 分離課税に係る所得割の納入について申告します。																				
特 別 徴 収 義 務 者	住所（居所） 又は住所地		〒																	
	氏名又は名称																			
	個人番号																			

※ 納入申告書の各欄は、次により記入してください。

- (1)「年・月分」欄・・・退職手当等から市民税・県民税を特別徴収した「年」と「月」を記載してください。
- (2)「人員」欄・・・退職手当等を支給した人の数を記載してください。
- (3)「支払金額」欄・・・(2)に記載された者に対して支給した退職手当等の金額を記載してください。
- (4)「特別徴収税額」欄・・・(2)に記載された者について算出された市民税及び県民税の金額を記載してください。

市民税・県民税納入申告書の記載例

※特別徴収税額の市民税・県民税納入書の裏面をお使いください。

※退職所得の支払者が個人事業主の場合は、左記「市民税・県民税納入申告書（個人事業主用）」をコピーしてお使いください。（記載方法は同様です。）

退職所得に係る市民税・県民税を徴収した月と人数、市民税・県民税納入申告書の提出年月日をご記入ください。
※市民税・県民税の納入申告書の提出期限は、退職所得に係る市民税・県民税を徴収した月の翌月10日です。

個 人 市 民 税 個 人 県 民 税 納 入 申 告 書																				
新 発 田 市 長 様																				
〇〇 年 12 月 10 日提出																				
											〇〇 年 11 月 分	人 員	1 人							
退 職 手 当 等 支 払 金 額											十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
													1	4	0	0	0	0	0	0
特 別 徴 収 税 額	市 民 税														7	5	0	0	0	
	県 民 税														5	0	0	0	0	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																				
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 氏名又は名称 法人番号又は個人番号													(受付印)							
〒 957-8686 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号 株式会社 新発田商事																				
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3																				

事業所の法人番号、又は個人事業主の個人番号を記載してください。
※個人事業主の場合は金融機関に提出せず、新発田市税務課市民税係へ郵送、または直接窓口にお持ちください。

市民税・県民税納入書記載例（退職所得に係る市民税・県民税分）

【毎月の特別徴収税額とあわせて納入する場合】

※3枚とも同様に記入してください。

もともと納入金額が印字されている場合は、印字の金額を横線で消してください。

新発田市 個人市民税 個人県民税		新発田市 個人市民税 個人県民税		新発田市 個人市民税 個人県民税	
納入書		納入書		納入済通知書	
市区町村コード	新発田市	市区町村コード	新発田市	市区町村コード	新発田市
加入者名		加入者名		加入者名	
指定番号	01234567	指定番号	01234567	指定番号	01234567
納入金額(1) 円	45,000	納入金額(1) 円	45,000	納入金額(1) 円	45,000
令和〇〇年 11月分		令和〇〇年 11月分		令和〇〇年 11月分	
納入金額	給与分（一括徴収分を含む） 退職所得分 延滞金 督促手数料 合計額	納入すべき金額が右の納入金額(1)の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納入金額 給与分（一括徴収分を含む） 退職所得分 延滞金 督促手数料 合計額	納入すべき金額が右の納入金額(1)の金額と異なる場合は、納入金額(1)の欄を横線で消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納入金額 給与分（一括徴収分を含む） 退職所得分 延滞金 督促手数料 合計額
納期	令和〇〇年12月10日	納期	令和〇〇年12月10日	納期	令和〇〇年12月10日
住所	〒957-8686 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号	住所	〒957-8686 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号	住所	〒957-8686 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号
領収		領収		領収	

- ・「給与分（一括徴収分を含む）」に、毎月の給与から特別徴収していただいた市民税・県民税額を記入してください。
 - ・「退職所得分」に、退職所得に係る市民税・県民税額を記入してください。
 - ・「給与分（一括徴収分を含む）」に記載した金額と「退職所得分」に記載した金額の合計を、「合計額」に記入してください。
- ※毎月の給与から特別徴収していただいた市民税・県民税の残りの税額を一括徴収した場合は、「退職所得分」ではなく「給与分（一括徴収分を含む）」に記入してください。

市民税・県民税納入書記載例（退職所得に係る市民税・県民税分）

【退職所得に係る市民税・県民税のみ納入する場合】

※3枚とも同様に記入してください。

年月、指定番号の記載のない納入書は、年月、指定番号を記入してください。

退職所得に係る市民税・県民税額を記入してください。

収証書		新発田市 個人市民税		納入書		新発田市 個人市民税		納入済通知書	
入	新発	番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	新発田市	新発田市	新発田市
令和〇〇年11月分	01234567	27,000	令和〇〇年11月分	01234567	27,000	令和〇〇年11月分	01234567	27,000	令和〇〇年11月分
納入すべき金額が右の納入金額(1)の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 〔一括徴収分を含む〕	億 千 百 十 万 千 百 十 円	納入すべき金額が右の納入金額(1)の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 〔一括徴収分を含む〕	億 千 百 十 万 千 百 十 円	納入すべき金額が右の納入金額(1)の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 〔一括徴収分を含む〕	億 千 百 十 万 千 百 十 円	納入すべき金額が右の納入金額(1)の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。
納入金額	退職所得分	2 7 0 0 0	納入金額	退職所得分	2 7 0 0 0	納入金額	退職所得分	2 7 0 0 0	納入金額
延滞金	延滞金		延滞金	延滞金		延滞金	延滞金		延滞金
督促手数料	督促手数料		督促手数料	督促手数料		督促手数料	督促手数料		督促手数料
合計額	合計額	2 7 0 0 0	合計額	合計額	2 7 0 0 0	合計額	合計額	2 7 0 0 0	合計額
納期限 令和〇〇年12月10日	納期限 令和〇〇年12月10日		納期限 令和〇〇年12月10日	納期限 令和〇〇年12月10日		納期限 令和〇〇年12月10日	納期限 令和〇〇年12月10日		納期限 令和〇〇年12月10日
(特別徴収義務者) 住所 〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号 氏名 新発田商事	(特別徴収義務者) 住所 〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号 氏名 新発田商事		(特別徴収義務者) 住所 〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号 氏名 新発田商事	(特別徴収義務者) 住所 〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号 氏名 新発田商事		(特別徴収義務者) 住所 〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号 氏名 新発田商事	(特別徴収義務者) 住所 〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号 氏名 新発田商事		(特別徴収義務者) 住所 〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号 氏名 新発田商事

- 退職所得に係る市民税・県民税額を、「退職所得分」に記入してください。
- 「退職所得分」に記載した金額を、「合計額」にも記入してください。

納期限の記載のない納入書は、納期限を記入してください。
※納期限は退職所得に係る市民税・県民税を特別徴収した日の属する月の翌月10日です。

特別徴収義務者（退職所得の支払者）の記載がない納入書は、特別徴収義務者の住所、名称（氏名）を記入してください。

注意

2 1

〔宛名番号〕の欄は、特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記入してください。

転勤、再就職等により異動した勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先で「転勤、再就職等」により異動した勤務先で引き続く特別徴収届出書の事項を記入し、また、徴収口帳への記載等、必要な手続を依頼します。新勤務先では、下段〔転勤等〕による特別徴収届出書の事項を記入し、また、徴収口帳への記載等、必要な手続を済ませた上で、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長へ送付してください。

(宛先) 新 発 田 市 長 年 月 日提出		〔 特別徴収 給与支払者 〕 義務者	所 在 地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号						
			フリガナ												宛 名 番 号						
			氏名又は名称												担連 当 絡 者 先	所 属					
			フリガナ													氏 名					
		個人番号 又は法人番号															←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	電 話			
給 与 所 得 者	フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)		異 動 日 年 月 日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収方法								
	氏 名																				
	生年月日 年 月 日																				
	個人番号																				
	受給者番号		円		月から 月まで 円		月から 月まで 円		年 月 日		1 退 職 2 転 勤 3 休 職・長 欠 4 死 亡 5 支払少額・不定期 6 合 併・解 散 7 そ の 他 〔事由・理由〕		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)								
1月1日 現在の住所																					
異動後の 住 所																					

1. 特別徴収継続の場合																					
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規										法 人 番 号							新しい勤務先へは、月割額_____円を		
	所 在 地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属						月分（翌月10日納入期限分）から		
	フリガナ												フガリナ							徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	氏名又は名称												氏 名						受給者番号		
												電 話	内線（ ）					納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日 	
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月	日

理 由	3. 普通徴収の場合		※市記入欄	月 割 額		宛 名 番 号				旧 指 定 番 号					
	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		6月分	7月分以降										
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため		円	円										
		3. 死亡による退職であるため				新 指 定 番 号		期 割 特 徴 普 徴		終了	開始				

注意
2 1
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記入してください。
転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に
回付願います。新勤務先では下段（転勤等による特別徴収届出書の事項を記入し、また、徴収台帳への記載等必要な手続き
を済ませた上で、一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※異動があった場合は、すみやかに提出してください。

														年 度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
(宛先) 新 発 田 市 長 年 月 日 提出				〔 給与支払者 〕 〔 義 務 者 特 別 徴 収 〕	所 在 地	〒								特別徴収義務者 指 定 番 号					
					フリガナ									宛 名 番 号					
					氏名又は名称									担 連 当 絡 者 先	所 属				
					個人番号 又は法人番号												←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載	氏 名	
給 与 所 得 者	フリガナ					(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	1 退 職 2 転 勤 欠 亡 3 休 職・長 亡 4 死 5 支払少額・不定期 6 合 併・解 散 7 そ の 他 〔事由・理由〕						1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)		
	氏 名																		
	生年月日	年 月 日																	
	個人番号																		
	受給者番号					円	円	円	年 月 日	円	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)								
	1月1日 現在の住所																		
	異動後の 住 所																		

1. 特別徴収継続の場合														新しい勤務先へは、月割額_____円を ____月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。								
新 しい 勤 務 先 （ 特 別 徴 収 義 務 者 ）	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 法 人 番 号								担 当 者 連 絡 先	所 属											
	所 在 地	〒									フリガナ											
	フリガナ										氏 名											
	氏名又は名称									電 話	内線 ()					受給者番号						
											納入書の要否 (新規の場合のみ記載)					右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要					

2. 一括徴収の場合														左記の一括徴収した税額は、 ____月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。							
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため								徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)									
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため								月 日		円									

3. 普通徴収の場合														※市 記 入 欄	月 割 額		宛 名 番 号				旧 指 定 番 号			
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため								6 月 分	7 月 分以降													
										円	円	新 指 定 番 号				期 割	特 徴	普 徴	終了	開始				

市・県民税 特別徴収への切替申請書

(宛先) 新発田市長 年 月 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	特別徴収義務者指定番号	新規 新規の場合は 開んでください												納入書	要 ・ 不要					
		住所(居所) 又は所在地													連絡先	所属	課 係				
		フリガナ														氏名					
		氏名又は名称														電話番号()	—				
		個人番号又は法人番号													(右語で 記載)	変更後の税額は 月 日までに連絡希望 (日付は提出日の翌月初めの開庁日以降に限る)					
代表者名																					

(注) 普通徴収の納期が過ぎたものについては、特別徴収への切替はできません。

特別徴収に切替える者の1月1日現在の住所・氏名・生年月日等			特別徴収開始月	通知番号及び普通徴収納付済額		市 記 入 欄	宛 名 番 号						指 定 番 号					
住所			年 月分 (月 日 納期分)	通知番号														
氏名	フリガナ			普通徴収 納付済期	()期 納付済									新 指 定 番 号		期 割		口 座 振 替 該 当 有 無
生年月日	年 月 日		から徴収し、納入する。															
受給者番号				()期 月 日納付予定														

特別徴収に切替える者の1月1日現在の住所・氏名・生年月日等			特別徴収開始月	通知番号及び普通徴収納付済額		市 記 入 欄	宛 名 番 号						指 定 番 号					
住所			年 月分 (月 日 納期分)	通知番号														
氏名	フリガナ			普通徴収 納付済期	()期 納付済									新 指 定 番 号		期 割		口 座 振 替 該 当 有 無
生年月日	年 月 日		から徴収し、納入する。															
受給者番号				()期 月 日納付予定														

特別徴収に切替える者の1月1日現在の住所・氏名・生年月日等			特別徴収開始月	通知番号及び普通徴収納付済額		市 記 入 欄	宛 名 番 号						指 定 番 号					
住所			年 月分 (月 日 納期分)	通知番号														
氏名	フリガナ			普通徴収 納付済期	()期 納付済									新 指 定 番 号		期 割		口 座 振 替 該 当 有 無
生年月日	年 月 日		から徴収し、納入する。															
受給者番号				()期 月 日納付予定														

市・県民税 特別徴収への切替申請書

(宛先) 新発田市長 年 月 日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	特別徴収義務者指定番号	新規 新規の場合は開んでください												納入書	要 ・ 不要	
		住所(居所)又は所在地													連絡先	所属	課 係
		フリガナ														氏名	
		氏名又は名称														電話番号()	—
		個人番号又は法人番号													(右語で記載)	変更後の税額は 月 日までに連絡希望 (日付は提出日の翌月初めの開庁日以降に限る)	
代表者名																	

(注) 普通徴収の納期が過ぎたものについては、特別徴収への切替はできません。

特別徴収に切替える者の1月1日現在の住所・氏名・生年月日等			特別徴収開始月	通知番号及び普通徴収納付済額		市記入欄	宛 名 番 号						指 定 番 号					
住所			年 月分 (月 日 納期分) から徴収し、納入する。	通知番号														
氏名				普通徴収納付済期	()期 納付済		新 指 定 番 号						期 割		口 座 振 替 該 当 有 無			
生年月日	年 月 日													特徴		普徴		
受給者番号							()期 月 日納付予定										有 ・ 無	

特別徴収に切替える者の1月1日現在の住所・氏名・生年月日等			特別徴収開始月	通知番号及び普通徴収納付済額		市記入欄	宛 名 番 号						指 定 番 号					
住所			年 月分 (月 日 納期分) から徴収し、納入する。	通知番号														
氏名				普通徴収納付済期	()期 納付済		新 指 定 番 号						期 割		口 座 振 替 該 当 有 無			
生年月日	年 月 日													特徴		普徴		
受給者番号							()期 月 日納付予定										有 ・ 無	

特別徴収に切替える者の1月1日現在の住所・氏名・生年月日等			特別徴収開始月	通知番号及び普通徴収納付済額		市記入欄	宛 名 番 号						指 定 番 号					
住所			年 月分 (月 日 納期分) から徴収し、納入する。	通知番号														
氏名				普通徴収納付済期	()期 納付済		新 指 定 番 号						期 割		口 座 振 替 該 当 有 無			
生年月日	年 月 日													特徴		普徴		
受給者番号							()期 月 日納付予定										有 ・ 無	

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

◎変更があった場合は速やかに提出してください。

特別徴収に関するもの以外の用紙で変更届を提出されても、正しく反映されないことがありますのでなるべくこの用紙をご利用ください。

(宛先) 新 発 田 市 長 年 月 日 提出	給（特 与別 徴収 支収 義務 者）	住所 (居所) 又は 所在地	〒	特 別 徴 収 義 務 者 指 定 番 号				
		氏名 又は 名称		連 絡 者 の 氏 名	所 属			
				及 び 所 属 課、係 名	氏 名			
				並 び に 電 話 番 号	電 話			

										変 更 年 月 日				年 月 日									
	変 更 前										変 更 後												
フリガナ																							
所 在 地	〒										〒												
フリガナ																							
名 称																							
法 人 番 号																							
電 話	— —										— —												
変 更 事 由	☐ 所在地変更 ☐ 名称変更 ☐ 新 設 合 併										備 考												

1 名称は誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。

2 変更事由に該当する事項に必ずチェックをつけてください。

3 送付先の変更の場合、別の様式がございます。新発田市ホームページからダウンロードしていただくか、別途お問い合わせください。

※法人番号が変更となる場合、特別徴収義務者指定番号が変更となります。その場合は、P13、14の異動届出書を使い、従業員の方の転勤の手続き（記載例はP7）をしてください。

※ 特別徴収による市・県民税を新潟県・長野県以外のゆうちょ銀行、郵便局に納入する場合には下の指定通知書に郵便局名等、年月日を記入のうえ、第1回分を納入する時にゆうちょ銀行、郵便局へ提出してください。

き-----り-----と-----り-----せ-----ん-----

年 月 日

郵便局長様

新潟県新発田市長 二階堂

馨



指定通知書

貴局を地方法税法 第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市民税及び県民税（特別徴収税額）取扱局に指定したので通知します。

- | | | |
|---|----------|----------------|
| 1 | 認可又は承認番号 | 貯業第409号 |
| 2 | 口座番号 | 00670-2-960012 |
| 3 | 加入者の名称 | 新発田市 |
| 4 | 取りまとめ局 | 長野貯金事務センター |

提出書類早見表

異 動 事 由

提 出 書 類

送付書類

退職等

死亡・休職を含む

普通徴収

残りの税額を個人納付とする場合

給与所得者異動届出書

記載例はP5

一括徴収

残りの税額をまとめて天引きする場合

給与所得者異動届出書

記載例はP6

転勤

新たな勤務先(関連会社等)に異動した場合

給与所得者異動届出書

記載例はP7

就職

特別徴収への切替申請書

記載例はP8

翌月10日前後に市民税・県民税の決定(変更)通知書等が発送されます。

※ 転勤の場合は、新たな事業所(転勤先)が提出した月の翌月10日前後に市民税・県民税の決定(変更)通知書等を発送します。